

○農地法第3条申請

チェック	必要書類	備考
	3条許可申請書（原本）	必須 ・自署の場合は押印不要です。 (本人確認書類の提示を求めることがあります。)
	申請地の 登記事項証明書（原本）	必須 ・全部事項証明書に限る。 ※登記情報提供サービスを利用して取得した登記事項証明書は添付できません。 (相続登記・分筆登記済のもので、申請日から3ヶ月以内のもの)
	位置図	必須 ・土地の地番を表示する図面 (都市計画図、住宅地図等)
	住民票（原本）	右記に該当の場合 ・市外在住、又は所有者の現住所が登記事項証明書と異なる場合。 (申請日から3ヶ月以内のもの)
	委任状（原本）	右記に該当の場合 ・申請を代行者が行う場合。
	営農計画書	右記に該当の場合 ・新規就農者、耕作する権利を得た日から1年を経過していない者、 権利所得後の耕作面積が20a以下の者、その他必要と認める場合。
	通作経路図	右記に該当の場合 ・権利取得者が市外在住で、必要と認める場合。

【譲受人が法人の場合の追加書類】

●共通事項

定款（写）、寄付行為（写）、 法人の登記事項証明書（原本）	・左記書類の内どれか1つを添付。
----------------------------------	------------------

●農地所有適格法人

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）	
組合員名簿（写）又は株主名簿（写）	・法人形態が農事組合法人、又は株式会社の場合。
損益計算書	・直近3カ年のもの。
承認会社であることを証する書類（農林水産大臣の承認通知の写し等）及びその構成員の株主名簿（写）	・左記の承認会社を構成員とする場合 (承認会社とは、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社のこと)